



特許出願前に発明を公開するため、発明の新規性喪失の例外規定（特許法30条）の適用を受けようと思うのですが、注意すべき事項があれば教えてください。



（長野県 K. W）



### 1. 発明の新規性喪失の例外規定

わが国特許法では、特許出願前に公開された発明については、原則的に特許を受けることができません（29条1項各号）。

しかし、出願前の公開によって一切特許を受けることができないとすると、発明者に酷な場合もあるため、意に反する公開や所定の公開行為の後に特許出願した場合には、所定の手続きをすることで、例外的に先の公開行為によっては新規性を喪失しなかったものとみなす規定が設けられています（30条）。

今回は、特許出願前に自ら発明を公開した場合について、30条の規定の適用を受ける際の注意事項を紹介します。

### 2. 規定の適用を受けるための要件

特許出願前に自ら発明を公開した場合において30条の規定の適用を受けるためには、以下に列挙する要件をクリアしなければなりません（同条2項および3項）。

① 公開行為が特許を受ける権利を有する者の行為に起因したものであること

② 公開行為から1年以内にその者が特許出願していること

③ 特許出願と同時に30条の規定の適用を受ける旨を記載した書面を提出すること

④ 特許出願から30日以内に、30条の規定の要件を満たすことを示す証明書を提出すること

### 3. 注意すべき事項

(1) 公開行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と、公開行為を行った者（公開者）とが一致しない場合

この場合、上記④の証明書には、行為時の権利者と公開者との関係を記載しなければなりません。

したがって、例えば、甲と乙が共同開発した発明について、甲単独で特許出願する（甲が行為時の権利者となります）前に、乙のみと関係がある丙（丙が公開者となります）が公開した場合には、上記④の証明書には、甲は丙に対して発明の公開を依頼し、丙は甲からの依頼に基づいて公開したことを記載しなければなりません。

(2) 公開行為が複数存在する場合

この場合、原則的には、それぞれの

公開行為について30条の規定の適用を受けなければなりません。

なお、例えば発明に係る製品のメーカー（行為時の権利者）が日本各地に支店を有する量販店を通して当該製品を販売した場合、前記④の証明書には、量販店の本店や一部の店舗だけでなく、製品を販売した全ての店舗を一覧にして記載する必要があるため、特に注意してください。

### 4. まとめ

以上のように、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、いくつかの注意すべき事項があります。

特に、上記2つの注意事項については、(1)の場合には、共同開発している相手（乙や丙）との関係を記載し、(2)の場合には、販売した全ての店舗を記載するため、少なからず営業上の秘密が漏れるリスクが伴うことも考えられます。

さらに、30条の規定はあくまでも例外規定にすぎません。

以上の理由から、特許出願は、可能な限り発明が公開されてしまう前に済ませることをお勧めします。